

平成26年度 第3回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成26年11月4日(火) 13:30~15:00
会 場	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	<p>会 長 長田 貴 委 員 長澤 豊・船橋 久郎・西村 京・神田 信治・藤田 光宏・ 松矢 欣哲・内山 忠一・加納 多恵子・安宅 桂子・寺本 慎児</p> <p>地域包括支援センター 芦屋市東山手地域包括支援センター 古田 明代・佐野 晶子 芦屋市西山手地域包括支援センター 川添 昌宏・大前 香織 芦屋市精道地域包括支援センター 針山 大輔・上田 利重子 芦屋市潮見地域包括支援センター 田中 喜代子・大島 眞由美</p> <p>事務局 福祉部介護保険課 奥村 享央・浅野 理恵子・廣瀬 香・南 由優 福祉部高齢福祉課 木野 隆・高橋 和稔 福祉部地域福祉課 長岡 良徳・細井 洋海</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 平成26年度上半期活動状況報告について
- (2) 指定介護予防支援事業の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準に関する条例制定について
- (3) その他

2 資料

- 資料1 平成26年度上半期活動状況報告
- 資料2-1 芦屋市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例の制定について
- 資料2-2 芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 資料3 芦屋市高齢者生活支援センター活動状況報告に計上する項目のカウント基準
- 資料4 平成26年度の活動計画
- 資料5 平成26年度上半期 芦屋市地域ケア会議開催状況報告
- 資料6 指定介護予防支援事業の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準に関する条例制定について

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告, 説明し, 委員に意見聴取する。

開 会

1 平成 26 年度上半期活動状況報告

(事務局 浅野)

報告前に、今年度からの変更点 2 点についてご説明します。1 点目は、昨年度までは資料 1 の 8 に「地域ケアシステムの構築業務」という項目があり、地域発信型ネットワークの会議の開催日時や開催テーマ、取組等を報告いただいていた。地域発信型ネットワークは、平成 22 年度以降、社会福祉協議会が事務局を担い、地域包括支援センターは後方支援との位置づけでしたが、昨年度に、社会福祉協議会と地域包括支援センターの担う役割が整理されましたので、今年度の報告からは、地域発信型ネットワークの報告に代えて、各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の報告をさせていただきます。

また、前回の本協議会でご指摘いただいた、資料 1 の 4 ページ (2)「介護予防一般高齢者施策」と、6 ページの 7「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」において、4 地域包括支援センターで計上のしかたが異なっていたことに関してですが、4 地域包括支援センターで調整し、基幹的業務担当が資料 3 のように取りまとめしましたので、ご確認いただきたいと思います。

「平成26年度上半期活動状況報告（資料1）」について、事務局より説明。

「平成 26 年度の活動計画」「平成 26 年度上半期 芦屋市地域ケア会議開催状況報告」（資料 4, 5）について、各地域包括支援センターより説明。

(長田会長)

ただいまの報告内容について、ご質問はありませんか。

(神田委員)

資料 1 の 7「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」で、ケアマネジャーからの相談件数が挙がっていますが、ケアマネジャーからの相談にはどのようなものがありますか。

(西山手地域包括支援センター)

家族間の調整が難しいという相談が多いです。ケアマネジャーの担当している利用者に精神疾患のある息子がいるケースや、利用者に子どもが複数いても、どなたもキーパーソンにならないケースの相談などです。

(東山手地域包括支援センター)

ケアマネジャーが担当している利用者の、主介護者の精神状態が不安定な状態で、その方の支援として、地域包括支援センターでは何をしてもらえるかとの相談がありました。この主介護者は 65 歳以下のため高齢者施策を利用できず、障がい施策も適用とならない方だったので、居宅支援事業所を訪れたり、ケアマネジャーや他の親族の方に来所してもらう中で、話をし、支援を一緒に考えています。他の相談では、ケアマネジャーの担当する利用者支援拒否があることから、退院前カンファレンスやサービス担当者会議と一緒に参加しているケースがあります。

(潮見地域包括支援センター)

相談内容は他の地域包括支援センターと似ています。ケアマネジャーの担当している利用者のキーパーソンが不在で、また関係機関の間で見立てが異なり、支援方針が定まらないため、相談に乗ってほしいというものがありました。行政にも入ってもらい、課題整理の会議を設けています。

(精道地域包括支援センター)

相談には、社会資源に関すること、ケアプランの組み方、医療機関との連携に関す

ることのほか、複合的に支援を必要としているケース、虐待疑いのケース、民生委員との連携に関する事などがありました。

(長田会長)

東山手地域包括支援センターは相談を受けている件数が多いですが、何か相談しやすい理由や、体制があるのですか。

(東山手地域包括支援センター)

ケアマネジャーとの交流会などは開いていないため、直接の理由は分かりませんが、主任ケアマネジャーの親身に相談に乗ろうとする姿勢や、雰囲気作りが件数の増加に繋がっているように思います。

(長田会長)

それぞれの地域包括支援センターで、地域包括支援センター全体としての運営状況や体制の課題など、感じていることがあれば教えてください。

(精道地域包括支援センター)

精道地域包括支援センターでは、今年度は人事異動もあり、産休復帰者1名を含めた新人3名と、経験年数の長い者2名の5名体制です。虐待ケースの対応となると、5名がまんべんなく担当することと決めていても、新人教育をしながらの対応となるため、経験年数の長い者の、業務の比重がどうしても大きくなります。下半期は、連携した体制づくりを心掛けたいと思います。また、介護予防プランナーも含めた、全体的な質の向上に取り組みたいと思います。

(潮見地域包括支援センター)

潮見地域包括支援センターは、3職種は揃っているものの、昨年度より人員が1名減で活動しています。人員が少なくなったことでケアが粗雑になってしまわないように、人員を確保したいと考えています。

(西山手地域包括支援センター)

予防給付の業務と3職種の業務の両事業を行っている地域包括支援センターは、3職種は予防給付をカバーできますがその逆は難しいため、そのことを含めて、相談援助技術の向上のための研修会を行っています。退職等で欠員がある場合でも、ケアの質が下がらないための担保をいかにするかが課題だと考えています。

(東山手地域包括支援センター)

他の地域包括支援センターの報告にもあるように、人員確保の問題が1番だと思います。近年は複数体制で利用者に関わるように心がけてきましたが、東山手地域包括支援センターに一番長く従事する者が休みに入る予定で、開設当時を知る者がいなくなるため、現在、昔からのケースファイルを整理し、地域の方からの相談にすぐに応えられる体制を整えているところです。職員それぞれの力量、モチベーション、個性が地域活動に影響するため、どのように向上できるかが課題です。

(精道地域包括支援センター 基幹的業務担当)

課題としていることは主に4点です。1点目は、職員の能力開発に関してで、これはスーパーバイザーの働きにかかっていると思います。2点目は、個別支援の対応に比重を置きがちになるため、他の業務といかにバランスを取るかが課題です。3点目は、24時間対応に関してです。各地域包括支援センターで体制は整えていますが、体制には明確な決まりはないので、いかに保障するかは問題意識をもっています。4点目はロイヤリティ・ジレンマです。法人の理念・運営の仕方と、現場でのクライアントの福利最優先というジレンマがありますが、その対処を十分にできていないことになるとバーンアウトが起こると考えられるので、スーパーバイザーにかかっている部分が大きいと思いますが、問題意識を持っています。

(長田会長)

行政の立場から、包括のこれからのありかたについて、方向性や指針など考えていることはありますか。

(事務局 奥村)

これからは医療連携、地域ケア会議等、4センターが同じ課題に協働して取り組んでいくべき事態が発生してきますので、基幹的業務担当にはその取りまとめという位置づけで運営していただきたいと思います。来年は人員配置を、現在の1.5人から、2名に増やす予定です。

人員が不足している地域包括支援センターに関しては、法人には、その期間が長くなり過ぎないようにと伝えていますが、福祉現場の人材が不足している現状もあるため、募集をしても採用に至らないという状況も何度かあります。今後も法人には、すみやかに人員確保するよう要請をしていきます。

(長田会長)

人員の不足や入れ替わりがあるときの、地域包括支援センター内の指導体制や教育体制の課題もあれば、量と質のバランス、受け持ち件数等の課題もあります。こういった現状において、基幹的業務担当に関しては、スーパーバイザーの役割が、いい意味で大きな意味をなすのではないかと思います。

(船橋委員)

東山手地域包括支援センターが開催している体操教室は、昨年度より回数が減っているのでしょうか。

(東山手地域包括支援センター)

台風の影響で2度ほど中止となり、開催回数は少なめになってはいますが、予定としては月2回の頻度で開催しています。東山手地域包括支援センターの体操教室は、上宮川文化センターで行っています。

(長澤副会長)

地域ケアミーティングの開催が1回、個別ケアミーティングの開催は2回と、回数が少ないように思いますが、その理由は、困難事例があまり無かったからなのか、日頃の業務に追われて会議を開けなかったのか、どういう事例を挙げるべきか会議の活用方法が分からなかったのか、いずれでしょうか。

(精道地域包括支援センター 基幹的業務担当)

3つ目の理由が当てはまります。会議をどのように活用していくかは、これから検討していきます。

(内山委員)

資料3の表の項目④に「地区組織育成」とありますが、この表現は何を指しているのか分かりにくいので、変更した方が良いでしょうと思います。

(事務局 奥村)

次回から、「自主活動グループ育成」と変更します。

2 指定介護予防支援事業の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準に関する条例制定について

指定介護予防支援事業の基準及び地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するための基準に関する条例制定について(資料2-1, 2-2, 6), 事務局より説明。

(長田会長)

基準において、暴力団でないことなどの設定がありますが、そのことは個人情報でもあるため、実際に確認はできるのでしょうか。

(事務局 奥村)

市の全体的な取扱いとして、契約を締結するには、相手が暴力団でないことを前提としており、その誓約書も交わしています。疑義がある場合は、警察に照会をかけて確認することもあると考えます。

3 その他

(事務局 奥村)

次回の運営協議会は 2 月頃の開催を考えています。地域包括支援センターの事務調査の報告をする予定です。

(長田会長)

予定されていましたが議事は全て終了しました。委員のみなさま、ありがとうございました。

閉会